

地域医療介護総合確保基金を活用した病床転換支援について

1 要旨

地域医療構想で見込まれている回復期機能の不足に対応するため、地域医療介護総合確保基金を活用した病床機能の転換に係る施設・設備整備に対する補助事業を平成 29 年度から実施している。

令和元年度の事業実施に当たり、県内の病院及び有床診療所に病床転換及び補助金の活用について意向調査を実施した。

2 事業の概要

○ 対象事業

県内に所在する病院又は有床診療所の開設者が、「回復期以外の病床」から「回復期病床」へ転換する際に必要となる施設・設備の整備事業（予算額 629,796 千円）

○ 補助内容

	基準額	補助対象経費
施設	①増改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 1床当たり <u>4,640 千円</u> ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 1床当たり <u>3,406 千円</u>	回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
設備	1 施設当たり <u>10,800 千円</u>	回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が100千円以上のものに限る。

・補助率：施設整備 1/2，設備整備 1/2

・その他：病床機能報告により、整備後に「回復期」と報告すること。

施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議（病院部会も可）」において、圏域の病床機能の分化と連携の推進に即したものと確認されたものであること。